

(総括表)

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	1 国有林野の経営計画の作成	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	2 国有林野事業における技術の開発	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地・脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	3 国有林野の管理・処分及び活用	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地・脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	4 国有林野の境界確定及び境界の保護並びに測量等	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地・脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	5 国有林野の産物及び製品の販売	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	6 国有林野の造林その他の森林の整備	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地・脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	7 国有林野の保安林の指定・解除に関する事務	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地・脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	「全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。	本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。	国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	8 森林治水事業の実施（国有林）	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地・脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>
森	9 民有林直轄治山事業（森林治水事業の実施（民有林野）） （地すべり防止に関する事業の実施（民有林野））	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 民有林直轄治山事業は、大規模な山地災害の復旧を図るため、国土保全上特に重要で、事業規模が著しく大きいなど都道府県による実施が困難な場合に、都道府県からの要請を踏まえ、国が民有林における大規模な山地災害の復旧対策を実施している。（全国15県で実施。最近5年間では、地元県からの要請を踏まえ、平成16年度の新潟県中越地震、平成16年の徳島県の台風10号による集中豪雨、平成20年の岩手・宮城内陸地震における大規模被災地区の3地区で新規着手。）</p> <p>3 国土並びに国民の生命・財産を災害から保護するのは国の使命でもあり、国が自ら緊急に復旧対策を講じることができる仕組みを持つことは、セーフティネットとして必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、森林治水事業の実施（民有林野）を地方移管と仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
			<p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>1 大規模な山地災害が発生した場合には、都道府県においても緊急に復旧対策に人員・予算を投入することとなるが、大規模な山地災害の発生は予測不可能である一方、その頻度は稀であり、個々の都道府県ごとにその復旧のために技術力を有する職員を恒常的に確保する体制を維持することは、負担が大きく困難な場合もあると考えられ、その場合、都道府県によっては的確な復旧対策を実施することが不可能となる。</p> <p>2 例えば、平成20年の岩手・宮城内陸地震により発生した大規模な地すべり等の復旧については、事業規模が著しく大きく高度な技術を要することから、岩手県・宮城県からの要請を受け、常日頃、国有林野の管理経営（国有林野内の治山事業を含む。）を行っている森林管理局等の職員の中から、治山の技術力を有する職員を全国から召集し、被災状況の把握など国による緊急対策を実施（地震発生から約1ヶ月で延べ247人日応援派遣）するとともに、民有林及び国有林の本格復旧に向け治山技術者を事業実施する森林管理署に増員配置（7名から20名へ最大13名増員）し、直轄事業により復旧対策を実施しているところである。</p> <p>3 このようなことから、たとえ大規模な山地災害についての事務処理の基準を定めたり、法定受託事務としたとしても、大規模な山地災害が発生した場合に都道府県において復旧のために技術力を有する職員を緊急に確保する体制ができていなければ、必要な復旧対策を実施することが不可能となり、結果として国土並びに国民の生命、財産を災害から保護することが困難となる。したがって、国が自ら緊急に復旧対策を講じることができる仕組みを持つことは、セーフティネットとして必要である。（第4-2-(3)-(注)③)</p> <p>4 森林管理局においては、国有林野内の治山事業を実施している職員を多数有しており、大規模な山地災害の復旧対策の実施に当たっては、これらの職員を活用し、集中的・機動的に対応する方が効率的であることから、民有林直轄治山事業については、都道府県からの要請を踏まえつつ、森林管理局の事務として実施する必要がある。</p>		<p>また、「民主党分権革命ビジョン中間報告」（平成18年3月29日民主党分権調査会）において、「二 国と地方の役割分担」の「2 中央政府の役割」における「(7) 規模の点から国単位が不可欠な事務」として、「大規模災害対応」が挙げられている。</p>	

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	10 国有林野の森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
森	11 林道の開設及び改良	C-c	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、林業の再生、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国有林野の管理経営は、国有財産であり国土の2割を占める国有林野を、「国民の森林」として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国土保全といった多様な公益的機能が発揮されるよう、適切に管理経営を行う業務であり、本来的に国が自ら行うべき事務である。</p> <p>3 仮に国有林野を地方自治体に移管する場合、</p> <p>① 国有林野は、概して都府県境や市町村境沿いの奥地脊梁山脈に位置し、地方の行政区界をまたがって分布しており、受益範囲も広域にわたることから、その管理・処分を行うに当たって常に地方自治体間で調整を行うこととすれば、現状より極めて非効率となる。</p> <p>② また、移管の際は有償による売払いとなり、地方自治体側の財政負担の問題がある。なお、国有林野事業については、1兆円の債務を抱え、国有林野事業の収入によりこれを返していくこととされていることを踏まえる必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>国有林野の管理経営は、森林植生や地形、地質等の自然的条件や地域の林産業等の社会的条件といった、地域ごとに異なる特性を踏まえる必要があることから、森林の現場に近い場所で国が自ら国有財産として管理するための地方出先機関が必要である。</p>	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、国有林野に関する事務は当分の間国に残すと仕分け。</p>	<p>本年6月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」においては、国有林について、「我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任を持って一体的に管理するとともに、その組織・技術・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。」とされている。</p>	<p>国有林野事業特別会計については、行政改革推進法により、平成22年度末までに一般会計化・一部独立行政法人化を検討することとされているが、昨年12月の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、一部独立行政法人化は当面凍結とされ、これによる国の定員の純減は見込まないこととされた。</p>

